

2020年11月11日

各 位

会 社 名 バルミューダ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 寺尾 玄
(コード番号：6612 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役管理部長 佐藤 雅史
(TEL 050-3733-2595)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年11月11日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式1,235,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2020年11月26日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2020年12月15日(火曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2020年12月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、丸三証券株式会社、エース証券株式会社、極東証券株式会社及び岩井コスモ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2020年12月7日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2020年12月8日(火曜日)から
2020年12月11日(金曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2020年12月16日(水曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 吉祥寺支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|-----------------|---|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 200,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都小平市
寺尾 玄 | 200,000株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1. における募集株式の引受価額と同一とする。 | |
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|-----------------|---|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 215,200株（上限） |
| | （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2020年12月7日（発行価格等決定日）に決定される。） | |
| (2) 売 出 人 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社 | |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | | |
|--------------------------|--|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 215,200株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。） | |
| (3) 申 込 期 日 | 2021年1月13日（水曜日） | |
| (4) 払 込 期 日 | 2021年1月14日（木曜日） | |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2020年12月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (6) 割 当 方 法 | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。 | |
| (7) 割 当 価 格 | 未定（上記1. における募集株式の引受価額と同一となる。） | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 吉祥寺支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3. のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 1,235,000株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 200,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限215,200株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2020年11月30日(月曜日)から
2020年12月4日(金曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2020年12月7日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2020年12月8日(火曜日)から
2020年12月11日(金曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2020年12月15日(火曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2020年12月16日(水曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が215,200株を上限株式数として行う売出しです。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である寺尾玄(以下「貸株人」という。)より借入れる株式です。これに関連して、当社は、2020年11月11日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式215,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しています。

また、みずほ証券株式会社は、2020年12月16日(上場日)から2021年1月8日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定ですので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	6,500,000株
公募による新株式発行による増加株式数	1,235,000株
公募後の発行済株式総数	7,735,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	215,200株(最大)
増加後の発行済株式総数	7,950,200株(最大)

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 2,002,436 千円(※)及び第三者割当増資による手取り概算額上限 352,411 千円(※)と合わせた手取概算額合計上限 2,354,847 千円については、以下の通り充当する予定です。具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

1) 事業拡大に向けた人件費及び採用費用

デザイナーや設計技術者など製品開発力強化のための人員の採用、及び事業拡大に伴うマーケティング、セールス、管理部門の増強を図るための人員の採用に係る人件費及び採用費として、304,847 千円(2021年12月期 150,000 千円、2022年12月期 154,847 千円)を充当する予定です。

2) 当社グループの製品及びブランド認知度の向上並びに顧客基盤拡大のためのマーケティング費用

日本におけるブランド力強化、更なる認知度向上及び顧客基盤拡大に向け、メディア露出、デジタル広告、ポップアップイベント開催等の広告宣伝費として、550,000 千円(2021年12月期 300,000 千円、2022年12月期 250,000 千円)を充当する予定です。

また、今期より新たに進出した北米における認知度向上及び顧客基盤獲得に向け、メディア露出やデジタル広告等の広告宣伝費として 550,000 千円(2021年12月期 300,000 千円、2022年12月期 250,000 千円)を充当する予定です。

3) 今後の成長に向けた新製品開発費用

2021年度以降に発売を検討している新製品に係る研究開発費として 600,000 千円(2021年12月期 300,000 千円、2022年12月期 300,000 千円)を充当する予定です。

また、上述の新製品開発に係る設備資金(金型投資)として 350,000 千円(2021年12月期 350,000 千円)を充当する予定です。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,780 円を基礎として算出した見込額です。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は会社設立以来、企業体質の強化及び継続的な製品開発に備えた資金の確保を優先し、当事業年度を含め株主に対する配当を実施しておりません。今後も当面の間、内部留保の充実を進める方針です。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと研究開発費用として利用していく予定です。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

株主への利益還元については、当社の重要な経営課題と認識しており、将来的には、各期の業績、財務体質を勘案しつつ利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては、配当の可能性及びその時期については未定です。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり当期純利益金額	12,753.02円	5.48円	96.39円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	126.9%	3.3%	44.2%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しています。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しています。
3. 1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）、実績配当性向、純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
5. 当社は、2019年12月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
6. 上記5のとおり、当社は、2019年12月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知『『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について』（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2017年12月期（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり当期純利益金額	127.53円	5.48円	96.39円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である寺尾玄並びに当社株主であるLimotech Korea Co., Ltd.、株式会社ミツバ及び株式会社ベニヤは、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年6月13日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しています。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、公募による募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年11月11日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しています。

6. 配分の基本方針

販売にあたっては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。